

一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る 監査上の取扱い

平成 27 年 3 月 31 日

改正 平成 28 年 5 月 24 日

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日

日本公認会計士協会

項番号

I	本実務指針の適用範囲	
1.	適用範囲	1
2.	背景	4
II	監査上の留意点	
1.	監査契約の締結における考慮事項	
(1)	財務報告の枠組み及び受入可能性	8
(2)	監査の対象	11
(3)	完全な一組の財務諸表に対する監査との関係	13
2.	監査の計画と実施における考慮事項	
(1)	重要性	14
(2)	後発事象	16
(3)	経営者確認書	18
3.	意見の形成と監査報告における考慮事項	
(1)	強調事項とその他の事項	19
III	適用	21

付録

- 付録 1 経営者確認書の文例
- 付録 2 監査報告書の文例
- 付録 3 送配電部門収支計算書等における注記例

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、設備別費用明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、乖離率計算書、離島供給収支計算書及びインバランス収支計算書等（以下「送配電部門収支計算書等」という。）に対する監査において、関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意する事項を適用指針として取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は主に以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（以下「監基報 580」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報 800」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」（以下「監基報 805」という。）なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項）。
3. 本実務指針は、送配電部門収支計算書等に対する監査において、前項の監査基準委員会報告書等の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

4. 一般送配電事業者の送配電部門は、公平性・透明性が担保され、市場参加者の信頼が確保されていることが必要とされている。電気事業法においては、託送等の業務により送配電部門に生じた利益が他の部門で使われていないことを監視するため、送配電部門の託送等の業務に関する会計の整理及び公表が義務付けられている（電気事業法第 22 条）。具体的には、一般送配電事業者は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成 18 年 経済産業省令第 2 号）（以下「託送収支計算規則」という。）（注）に定める基準に基づいて送配電部門収支計算書等を作成し、一般送配電事業の業務を行う場所における公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならないとされている（託送収支計算規則第 4 条第 2 項）。

また、託送収支計算規則第 3 条においては、託送収支計算規則に基づく一般送配電

事業者は、託送収支計算規則に定める送配電部門収支計算書等が適正に作成されていることについての公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による証明書を得なければならないとされている。

なお、平成 20 年 7 月 7 日に託送収支計算規則が改正され、適正な料金水準を事後的に担保することを目的に、毎期の超過利潤又は欠損の額の累積額が一定の水準を超えた際に、当該累積額を生じた託送供給料金に対して経済産業省が変更命令を発動する「ストック管理方式」が導入された。これに加え、平成 28 年 3 月 29 日の託送収支計算規則の改正で想定原価と実績費用の乖離を確認することを目的として乖離率を確認できる仕組みを導入した。あわせて、平成 28 年 4 月からの小売全面自由化による競争分野（小売・発電）におけるイコールフットィングの一環として、一般送配電事業者に対し離島供給に係る収支とインバランスの収支を示すことを求める仕組みを導入した。

さらに、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が実施する行政監査の指針となる「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」（平成 29 年 1 月 16 日）が示す内容を踏まえて送配電部門収支計算書等を作成することが求められることに留意する。

送電事業者についても平成 17 年 4 月から送電部門の会計整理が電気事業法上義務付けられているため、送電事業者が行っている送電業務の実態を踏まえながら、一般送配電事業者の送配電部門に適用される会計整理の方法等に準ずる規定が適用されることになる。

（注） 託送収支計算規則には、第 2 条第 1 項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準のほか、第 2 条第 2 項の規定により経済産業大臣に届け出た基準を含む。

5. 送配電部門収支計算書等に係る公認会計士等による証明書を発行する業務は、平成 18 年 3 月 27 日に日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）から公表された、業種別委員会報告第 34 号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」に準拠し、合理的保証業務として実施されていた。
6. 企業会計審議会は、平成 26 年 2 月 18 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、特別目的の財務諸表監査、及び財務諸表を構成する個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査、並びに準拠性に関する意見の監査基準における位置付けを明確化した。これを受け、当協会は、平成 26 年 4 月 4 日に、監基報 800、監基報 805 及び関連する他の監査基準委員会報告書の改正を公表している。これらの改正に伴い、完全な一組の財務諸表に対する監査を担当する監査人と同一の監査人が送配電部門収支計算書等に対する監査を実施することを前提として、留意する事項を実務指針として平成 27 年 3 月 31 日公表した。

7. 平成 28 年 5 月 24 日の改正は、平成 28 年 3 月 29 日付けで託送収支計算規則が改正され、乖離率計算書の作成を新たに求められたことによる改正を行ったものである。

その後、電力の小売全面自由化を定める改正電気事業法が、平成28年4月1日に施行されたことを受けて、所要の改正を行ったものである。

《Ⅱ 監査上の留意点》

《1. 監査契約の締結における考慮事項》

《(1) 財務報告の枠組み及び受入可能性》

《① 特別目的の財務報告の枠組み》

8. 一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に適用される財務報告に関する規則は、想定利用者である規制当局により託送等の業務により送配電部門に生じた利益が他の部門で使われていないことを監視するために設定したものであり、監基報 800 が適用される特別目的の財務報告の枠組みに分類される。

《② 準拠性の枠組み》

9. 一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に適用される財務報告に関する規則は、個別の財務表の適正表示を達成するための追加開示の必要性の検討が行われることが求められていないことから、送配電部門収支計算書等に適用される枠組みは準拠性の枠組みとなる。

《③ 財務報告の枠組みの受入可能性》

10. 監査人は、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められている（監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第4項(1)）。

一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に適用される財務報告に関する規則は、規制当局が、監督上、必要な事項を満たすように設定したものであり、このような法令により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、特定種類の企業が作成する特別目的の財務諸表のための財務報告の枠組みとして受入可能なものであると推定される（監基報 800 A6 項）。

《(2) 監査の対象》

11. 本実務指針における監査の対象となる送配電部門収支計算書等は、それぞれ次のように企業活動の特定の側面を示す計算書である。

- ・ 送配電部門収支計算書、社内取引明細表及び設備別費用明細表は、企業の送配電部門に関する損益の状況を示す。
- ・ 固定資産明細表及び特定設備投資額明細表は、送配電部門に関する固定資産の期

末残高及び増減明細の状況を示す。

- ・ 超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表及び乖離率計算書は、送配電部門に関する超過利潤及び想定原価と実績費用の乖離の状況を示す。
- ・ 離島供給収支計算書は、電気事業法第2条第8項イに定める離島に係る離島供給収支の状況を示す。
- ・ インバランス収支計算書等は、インバランス供給に係る収支の状況を示す。

12. 送配電部門収支計算書等は、完全な一組の財務諸表を構成する計算書ではなく、送配電部門の託送業務に係る収支、固定資産、超過利潤、想定原価と実績費用の乖離の状況、離島供給収支の状況及びインバランス収支の状況という企業活動の側面を対象とした計算書であることから、監基報 805 が適用される個別の財務表に該当する。

《(3) 完全な一組の財務諸表に対する監査との関係》

13. 送配電部門収支計算書等は、一般送配電事業者が作成する完全な一組の財務諸表の基礎となる会計帳簿及びその他の情報に基づき託送収支計算規則に従い作成される。金融商品取引法の規定により完全な一組の財務諸表が監査対象となっている場合、監査を担当する監査人によって送配電部門収支計算書等に係る監査業務を行うことにより、当該監査におけるリスク評価手続及びリスク対応手続等の実施結果等の一部を利用することができると考えられる。すなわち、本実務指針による監査を効果的かつ効率的に実施するため、完全な一組の財務諸表に対する監査業務と一体として実施することになる。ただし、送配電部門収支計算書等は会社の完全な一組の財務諸表とはその作成目的が異なること並びに託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産を整理する基準として事業者に係る託送供給等収支配分基準（託送収支計算規則別表第1）を適用して作成することになることから、これらの点を十分留意した上で監査業務の過程における監査証拠等を利用することとする。また、本実務指針による監査を実施するに当たり、完全な一組の財務諸表に対する監査とは異なるリスクが存在することに留意する。

なお、有価証券報告書の連結財務諸表において送配電部門に関するセグメント情報として記載することの必要性を検証する際には、送配電部門収支計算書等の作成方法及び開示との整合性についても留意して、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成20年3月21日 企業会計基準委員会）に従ったセグメント情報の作成方法及び開示内容となるよう検討する。

《2. 監査の計画と実施における考慮事項》

《(1) 重要性》

14. 監査人は、一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等の監査において、監査基準委員会報告書の要求事項の適用に際して特別な考慮が必要なことがある。例

例えば、監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」第 2 項では、一般的に、ある事項に関する重要性の判断は、財務諸表の一般的な利用者が有する財務情報に対する共通のニーズを勘案して行われるとされている。しかし、特別目的の財務諸表の監査の場合、このような判断は、想定利用者の財務情報に対するニーズを勘案して行われることになる（監基報 800 A10 項）。したがって、一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に対して決定される重要性の基準値は想定利用者である規制当局の監督上の要請等のニーズを勘案して行われることになる。

15. 個別の財務表又は財務諸表項目等に対して決定される重要性の基準値は、完全な一組の財務諸表に対して決定される重要性の基準値より小さいことがある（監基報 805 A14 項）。

ただし、一般送配電事業者が作成する送配電部門計算書等については、通常、想定利用者である規制当局により財務諸表と併せて利用されることが想定され、そのような場合には、送配電部門収支計算書等に対して決定される重要性の基準値は、財務諸表の重要性の基準値と同じ水準で決定されることが考えられる。

《(2) 後発事象》

16. 後発事象とは、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。本実務指針による監査においても、後発事象については、監基報 560 及び監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づいて検討する。
17. 修正後発事象のうち金融商品取引法又は会社法の規定に基づき監査人が監査報告書を提出した後、送配電部門収支計算書等に対する監査報告書提出日までに発生した重要な事象については、開示後発事象と同様に送配電部門収支計算書等で開示され、送配電部門収支計算書等に対する監査報告書における強調事項とすることの必要性を判断するものとする。

《(3) 経営者確認書》

18. 付録 1 に記載された経営者確認書の記載例は、監基報 580 における記載例を基に、本実務指針の対象とする送配電部門収支計算書等に対する監査業務を前提として作成している。なお、文例は、状況に応じて適宜修正して使用する。

《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》

《(1) 強調事項とその他の事項》

19. 送配電部門収支計算書等は特別目的の財務表であり、監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、送配電部門収支計算書等は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適

合しないことがある旨を記載しなければならない。監査人は、適切な見出しを付した区分を設けて当該事項を記載しなければならない(監基報800第13項、付録2参照)。

20. 監査人は、企業の完全な一組の財務諸表に対する強調事項又はその他の事項が、監査した送配電部門収支計算書等と関連しない場合であっても、監査した送配電部門収支計算書等に関する監査報告書についての利用者の理解に関連すると判断し、送配電部門収支計算書等に対する監査報告書にその他の事項区分を設け、それらの事項を記載することが適切であると考えられることがある(監基報805 A17項、付録2参照)。

《Ⅲ 適用》

21. 本実務指針は、平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る送配電部門収支計算書等の監査から適用する。ただし、公表日(平成27年3月31日)以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。
22. 本実務指針の公表日(平成27年3月31日)をもって、業種別委員会報告第34号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」は廃止する。ただし、公表日(平成27年3月31日)以後、前項の適用を開始するまでの期間に係る送配電部門収支計算書等について、本実務指針を適用しない場合は、従前の例によることとする。
23. 「業種別委員会実務指針第50号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」(平成28年5月24日)は、平成28年5月24日以後に発行する監査報告書から適用する。
24. 「業種別委員会実務指針第50号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」(平成29年3月28日)は、平成29年4月1日以後に発行する監査報告書から適用する。

以 上

《付録》

《付録 1 経営者確認書の文例》

平成×年×月×日

〇〇監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注1)

〇〇 株式会社

代表取締役 (署名)

(又は記名捺印)

財務・経理担当取締役 (署名)

(又は記名捺印)

本確認書は、当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の送配電部門収支算書、社内取引明細表、固定資産明細表、設備別費用明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、乖離率計算書、離島供給収支計算書、インバランス収支計算書等及びそれらの注記(以下「送配電部門収支計算書等」という。)が、すべての重要な点において、電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)(以下「託送収支計算規則」という。)第2条第1項及び第2項(注2)に準拠して作成されているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注3)

記

送配電部門収支計算書等

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの(平成×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、託送収支計算規則第2条第1項及び同第2項(注2)に準拠して送配電部門収支計算書等を作成する責任を果たしました。送配電部門収支計算書等は、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項(注2)に準拠して作成しております。
2. 送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みは、状況に照らして受入可能なものであると判断しております。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
4. 送配電部門収支計算書等は、会社法及び金融商品取引法の監査を受けた計算書類及

びその附属明細書並びに財務諸表を前提に作成しております。

5. 規制当局からの通告・指導等で送配電部門収支計算書等に重要な影響を与える事項はありません。
6. 送配電部門収支計算書等に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、全て遵守しております。
7. 会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
8. 決算日後本確認書の日付までに発生した送配電部門収支計算書等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。(注4)
9. 送配電部門収支計算書等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等(注5)は全て、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会計規則に準拠して適切に処理又は注記されております。(注4)
10. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても送配電部門収支計算書等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注4)
11. . . .

提供する情報

12. 貴監査法人(注1)に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、送配電部門収支計算書等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人(注1)から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人(注1)が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会
13. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、送配電部門収支計算書等に反映されております。
14. 不正による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人(注1)に示しております。
15. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人(注1)に提供いたしました。
 - ー 経営者による不正又は不正の疑い
 - ー 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - ー 上記以外の者による送配電部門収支計算書等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正及び不正の疑い

16. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した送配電部門収支計算書等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人（注1）に提供いたしました。
17. 送配電部門収支計算書等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人（注1）に提示いたしました。
18. 送配電部門収支計算書等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注5）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人（注1）に提示いたしました。
19. . . .
- 以 上

（注1）

① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 殿

業務執行社員

④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

（注2）第2条第2項の規定により事業者が届け出た基準によらない場合には、「及び第2項」を削除する。

（注3）監基報580 A4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上

- で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- (注4) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。
- (注5) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

《付録2 監査報告書の文例》

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)(以下「託送収支計算規則」という。)第3条の規定に基づき、〇〇株式会社の第×期事業年度(平成×年×月×日から平成×年×月×日まで)の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、設備別費用明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表、乖離率計算書、離島供給収支計算書、インバランス収支計算書等及びそれらの注記(注3)について監査を行った。

送配電部門収支計算書等に対する経営者の責任

経営者の責任は、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項(注4)に準拠して送配電部門収支計算書等を作成することにある。また、送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人(注2)の責任は、当監査法人(注2)が実施した監査に基づいて、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人(注2)に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、送配電部門収支計算書等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、送配電部門収支計算書等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め送配電部門収支計算書等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の送配電部門収支計算書等が、すべての重要な点において、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項（注4）に準拠して作成されているものと認める。

送配電部門収支計算書等の作成の基礎

注記X（注3）に記載されているとおり、送配電部門収支計算書等は、〇〇株式会社が託送収支計算規則第4条の定めにより、経済産業大臣に提出するために、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項（注4）に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人（注2）の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

〇〇株式会社は、上記の送配電部門収支計算書等のほかに、平成×年×月×日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人（注2）は、これらに対して平成×年×月×日（会社法監査）及び平成×年×月×日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)

① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 送配電部門収支計算書等における注記例については、付録3を参照する。

(注4) 第2条第2項の規定により事業者が届け出た基準によらない場合には、「及び第2項」を削除する。

《付録3 送配電部門収支計算書等における注記例》

以下は、送配電部門収支計算書等において注記することが望ましい項目の一例である。

1. 送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年 経済産業省令第2号）第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

2. 託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

3. 乖離率計算書に表示される想定原価及び想定需要量（注1）

乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価及び想定需要量は、「1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成×年×月×日に経済産業大臣に届け出た託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量及び送配電関連原価の合計額を記載している。

4. インバランス収支計算書等の算定（注2）

（3月分見積り計上・確定額脚注）

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は見積値により計上している。なお、平成×年度における確定額は、営業費用×百万円（地帯間購入電源費×百万円、他社購入電源費×百万円、社内取引費用×百万円）及び営業収益×百万円（地帯間販売電源料×百万円、託送収益×百万円、社内取引収益×百万円）である。

（3月分未計上・確定額脚注）

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は財務諸表及びインバランス収支計算書等を含む送配電部門収支計算書等には計上していない。なお、平成×年度における確定額は、営業費用×百万円（地帯間購入電源費×百万円、他社購入電源費×百万円、社内取引費用×百万円）及び営業収益×百万円（地帯間販売電源料×百万円、託送収益×百万円、社内取引収益×百万円）である。

5. . . .
. . . .

- (注1) 乖離率計算書に表示される想定原価及び想定需要量は、託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量及び送配電関連原価の合計額を記載することとされており、送配電部門収支計算書等にその算定根拠を注記することにより注意を促す。
- (注2) インバランス収支計算書等に計上される3月分のインバランス料金に係る精算額は算定のプロセスから翌々月5月に確定することが予定されることから財務諸表においては見積値で計上する場合と未計上の場合が想定される。このため、見積り計上の方法と計算書提出までに確定する年度(12か月分)の確定額に関する情報を脚注に示す。